

青森県報

第二千三百八十三号

平成十六年
九月二十四日
(金曜日)

目次

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生

(団体経営
改善課) …… 一

公 告

県営土地改良事業計画の決定

(農村整備課) …… 一

土地区画整理組合の理事の就任

(都市計画課) …… 一

開発行為に関する工事の完了

(建築住宅課) …… 二

出 先 機 関

土地改良事業施行認可申請の適当の決定

(上北地方
農林水産
事務所) …… 二

告 示

青森県告示第五百八十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年九月二十四日

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、五戸南地区の県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業(農業用排水施設整備)(農道整備)(農地保全))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年九月二十七日から同年十月二十五日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

土地区画整理組合の理事の就任

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、弘前市安原第二土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があつ

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区	域	区	分
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九四の七	野牛区域			
三國 広 志				
下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五				
三國 優				
			主として底建 網漁業	

一 縦覧に供する書類

上北地方農林水産事務所長

岩 淵

肇

1 土地改良事業計画書の写し

2 規約の写し

二 縦覧の期間

平成十六年九月二十七日から同年十月二十五日まで

三 縦覧の場所

六戸町役場

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭